

意見の概要および市の考え方

No	頁	意見の概要	意見数	市の考え方	修正
I 地域社会における男女共同参画の促進について					
1	50	(通し番号 5) 民生委員について女性登用が書かれているが、人権擁護委員についても必要だと思ふ。	1 件	ご意見の人権擁護委員につきましては、法務省より委嘱されるものであり、市において任命権がないため、原案のとおりとします。	なし
II 審議会等行政における意思決定機関での男女共同参画の推進について					
2	55	(通し番号 18) 16 頁の「参画状況の推移」によれば、審議会等への女性登用比率は国や県が比率を上げているのに比べ、彦根市は横ばいしないし下げている状況である。なぜ彦根市は上げられないのか、その理由を分析し、上げている自治体に学ぶ姿勢が必要だと思ふ。今回「クォータ制の導入を進める」と施策に書かれているが、言葉だけでなく具体的にどの審議会でどのように導入できるのか、実効性のある数字をあげられる施策として取り組んでいただきたい。	1 件	男女比率に偏りがある審議会等については、所管の所属に対し、聞き取りをするなど現状を把握し、課題を分析するなど、ご意見を参考に取り組んでまいります。	なし
3	55 79	(通し番号 19) 「女性人材バンクを設置し」とあるが、女性人材バンクは以前から設置されている。登録者数の推移、登録者への研修内容、人材バンクから審議会等委員に登用された数など、実態を明らかにして検討し、強化することが 18 の比率アップにもつながると思ふ。	1 件	ご意見を踏まえ事業概要について下記のとおり変更し、審議会等への女性登用の推進に取り組んでまいります。 【修正後】 「審議会・委員会等への女性の登用の推進を図るために、女性人材バンクの <u>充実に努め、積極的に活用する。</u> 」 【修正前】 「審議会・委員会等への女性の登用の推進を図るために、女性人材バンクを設置し、活用する。」 なお、人材バンクの活用状況については、毎年、男女共同参画審議会にて報告するとともに議事録	修正

No	頁	意見の概要	意見数	市の考え方	修正
				や登録者の募集案内をホームページに掲載しています。また、登録者への研修については、例年参加者が少なく、開催が難しい状況にあります。今後、研修方法等を含め検討し、登録者のスキルアップを図ってまいります。	
4	56	<p>日本は政治・経済の分野の取り組みの遅れにより、国際的に大きな差を挙げられていることはジェンダーギャップ指数などからも明らかである。</p> <p>社会のルールを定める政治の意思決定の場で正しく女性の声が反映されることが社会全体のジェンダーギャップ解消を進める喫緊の課題だと考える。</p> <p>これまでのプランでは政治分野での男女共同参画の取り組みは消極的であった。しかし 2018 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、本年 6 月には内容を強化した一部改正法も施行された。この「推進に関する法律」を根拠法として、今回のプラン策定はこれまで遅れていた政治分野における男女共同参画を重点的に取り組む絶好の機会である。</p> <p>彦根市の 9 月定例議会では、「議員活動と家庭生活との両立&誰もが活躍しやすい環境の整備」のために、市議会会議規則の改正が全会一致で可決された。これは改正法の新第 8 条に基づいている。</p> <p>また、この法律では地方公共団体は必要な施策を策定し、これを実施する責務を有する（第 3 条）とある。</p> <p>そこで、（3）政治分野における男女共同参画の推進の下 3 行目の後に、2018 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、本年 6 月</p>	1 件	<p>ご意見を踏まえ下線部分のとおり追加します。</p> <p>【追加】</p> <p>政治分野における女性の参画拡大は、（省略）本市においても最も男女共同参画が進んでいない分野の一つです。</p> <p><u>平成 30 年（2018 年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、令和 3 年（2021 年）6 月には内容を強化した一部改正法が施行されたことを踏まえ、議員活動と家庭生活の両立、誰もが活躍しやすい環境を整え、（省略）政治分野での男女共同参画を進めます。</u></p>	修正

No	頁	意見の概要	意見数	市の考え方	修正
		には内容を強化した一部改正法も施行されたことを加えていただきたい。			
5	56	(通し番号 23) 通し番号 23 は情報提供だけであり、推進法とより強化された改正法が施行された今回の計画には第 3 条に基づき、政治分野における男女共同参画の推進にあたっての社会的障壁の実態調査や情報収集、取り組みを積極的に進めることができる環境整備、人材育成なども施策・事業として加えて積極的に進めていただきたい。	1 件	施策の検討に際し、ご意見を参考に関係部局と連携し取り組んでまいります。	なし
Ⅲ あらゆる性暴力をなくすための取組について					
6	63 83	(通し番号 48) 当課が子育て支援課だけだが、企画課もともに担当するべきではないか。	1 件	ご意見を踏まえ、担当課に企画課を追加します。	修正
Ⅳ 多様な性に対する取組について					
7	68	(通し番号 61) 通し番号 61 の事業の概要で、性的マイノリティの当事者と書かれていますが、LGBT(Q) はそれなりに普及している言葉なので、性的マイノリティの当事者の後にかっこをして LGBT(Q) を付け加えた方がわかりやすい。	1 件	性の在り方は多様であり、本プランでは「性的少数者」の総称として「性的マイノリティ」として表現しています。	なし
8	68	(再掲 通し番号 14) 「中学校制服の選択の推進」は、新しい施策であり、多様性の尊重がうたわれる現在、わかりやすく、必要性のある施策である。 詰襟の学生服やセーラー服が成長期の中学生にふさわしいとは思えない。心と身体の不一致などで悩んでいる子どもたちの為にも、教育委員会と連携して彦根市も早急に検討を進めていただきたい。	1 件	施策の検討に際し、関係機関と連携を図り、ご意見を参考に取り組んでまいります。	なし

No	頁	意見の概要	意見数	市の考え方	修正
9	68	<p>(通し番号 61、再掲 通し番号 14)</p> <p>“多様性”は、現在、社会的に注目されている非常に重要なテーマの1つであり、取組項目が「啓発」と「環境整備(再掲)」の2点だけであり、計画として不十分である。</p> <p>特に、環境整備については当事者の視点で考えることが必要であるが、「中学校制服の選択の推進」だけでは、対象年齢も内容も、あまりにも限定的であると感ずる。例えば、男女の別なく誰でも使用できるトイレの設置を、公共施設、病院、学校、事業所等に義務付ける(努力義務から開始してもよいが)など、当事者の視点にたつて、必要とされる環境の整備を推進できるような活動項目の追加を検討していただきたい。</p>	1件	<p>誰もが「自分らしく」生き生きと過ごせる男女共同参画社会の実現に向け、多様な性に対する理解の推進は、非常に重要だと考えており、まずはその第一歩として「啓発」と「環境整備」について、重点的に取り組んでまいります。</p> <p>「学校の制服」については、当事者の視点の他、学校長や生徒、保護者の考え等を総合的に勘案し検討する必要があります。</p> <p>現在、市内公立保育園、幼稚園、小学校では性別による違いがある制服を導入していないため、本プランでは、市の管轄する学校施設の中学校にかかる「中学校制服」としております。</p> <p>今後は、私立および県立学校等にも多様性の視点から、制服の選択制導入について周知、啓発してまいります。</p> <p>また、男女の別なく使用できるトイレの設置等の施設環境の整備については、各施設で状況が異なるため取組項目への追加は行いませんが、多様な性に配慮するよう関係各課と連携を図りながら検討を進めてまいります。</p>	なし
V 用語解説					
10	88	<p>素案の用語解説には LGBT(Q) と SOGI が記載されているが、素案のどの頁で使われているのか見つけられない。</p>	1件	<p>「LGBT」および「SOGI」は素案22頁に記載されています。なお、用語解説では、昨今の情勢を踏まえ、「LGBT」に「Q」を追加した用語解説としています。</p>	なし